

京都市上下水道事業告示第50号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始し、当該供用開始の日から終末処理場による下水を処理すべき区域とし、その処理を行います。

関係図面は、京都市下水道局において一般の縦覧に供します。

平成16年3月25日

京都市上下水道事業管理者

吉村 憲次

下水を排除すべき区域	供用開始の日	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の 位置及び名称
西京区 榎原鳴谷及び大枝 中山町のそれぞれの 一部	平成16年 3月25日	西京区 榎原鳴谷及び大枝 中山町のそれぞれの 一部	分 流	京都府長岡京市勝竜 寺樋ノ口1番地 洛西浄化センター

(下水道局総務部業務課)